

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

老朽化した校舎等の大規模改造工事を毎年2から3校において、棟ごとに順次実施しており、本計画期間中には、常盤小学校、松原中学校の大規模改造工事を予定している。また、校舎以外の学校施設についても順次、整備及び改修を進めていく。幼稚園では志津幼稚園、玉川幼稚園、矢倉幼稚園において大規模改修工事を予定している。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

平成23年度末で全幼稚園、小学校、中学校の構造体の耐震化が完了している。平成27年度には全体育館、全武道場、小学校1校の校舎棟の非構造部材の耐震化を実施しており、以降は毎年1校ずつ校舎棟の非構造部材の耐震化を予定している。幼稚園では、笠縫幼稚園の非構造部材の改修を予定している。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

学校のトイレ・空調については、開校以来、抜本的な改修ができていないことから、老朽化が著しいトイレを対象として、内装や給排水設備の全面的な改修を実施するとともに、洋式便器化や多目的トイレの整備、バリアフリー化等の工事を毎年1校(1棟)実施する。

幼稚園では、笠縫東こども園のトイレ改修を予定している。

また、市立小中学校の学習系ネットワークについて通信環境の円滑化を図るため、センター集約型から、各校から直接インターネットに接続する方式に改修を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

児童・生徒数の増加に対する適正な施設規模を図るため、学校の増築を行うとともに環境にやさしい学校施設の整備に取り組む。

平成27年度から国で施行された子ども・子育て支援事業計画に基づき認定こども園化を推進すべく、老朽化した施設の大規模改修と併せて、玉川幼稚園、山田幼稚園、常盤幼稚園、笠縫幼稚園、矢倉幼稚園において増築棟の建設を行い認定こども園化を行う。そのことにより、3歳児の就学前教育の提供や子育て支援事業などの実施により、質の高い多様なサービスの提供を図る。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等	学校等
小学校	14 校
中学校	6 校
義務教育学校	0 校
中等教育学校(前期課程)	0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)	0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)	8 園
幼保連携型認定こども園	2 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)	0 校
教員及び職員のための住宅	0 戸
学校給食施設	単独校調理場
	共同調理場
スポーツ施設	学校水泳プール
	学校武道場
	社会体育施設

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	平成24年4月
国土強靭化地域計画 ^{※2}	有り	令和2年12月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後は、評価を実施し、評価結果を市ホームページで公表する。